

飼料・飼料添加物を販売するみなさまへ

～飼料の安全性と品質を守るために～

1. 根拠法令

飼料の販売や取り扱いは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号）で規定されています。

2. 飼料とは

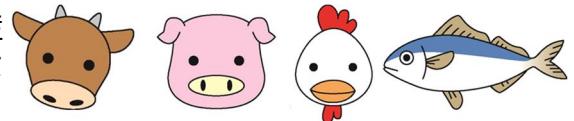
「家畜等の栄養に供することを目的として使用されるもの」を飼料といいます。

3. 家畜とは

家畜等とは以下のものをいいます。

①牛、豚、めん羊、山羊及びしか ②鶏及びうずら ③みつばち

④養魚類（ぶり、まだい、ぎんざけ、こい（農林水産大臣が指定するものは除く。）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ等）



◆◆◆◆◆以下のことについて確認しましょう。◆◆◆◆◆

■ 届出をしていますか。

□新たに飼料を販売する場合

飼料販売業者届、飼料添加物販売業者届

□すでに届出た内容（住所、代表者、取り扱い飼料の種類の変更など）に
変更があった場合

飼料販売業者届出事項変更届、飼料添加物販売業者届出事項変更届

□事業を廃止した場合

飼料販売業者事業廃止届、飼料添加物販売業者事業廃止届

■ 帳簿を備え付けてありますか。

飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称及び荷姿を帳簿に記載し、8年間保存することが義務づけられています。

■ 表示票の受け渡しは、確実に行われていますか。

飼料添加物や配合飼料、混合飼料等は、表示義務のある事項が定められています。それ以外の飼料についても、一般表示事項※を表示することとなっています。表示票は、1袋ごと（バラ製品は、販売荷口ごと）に必要です。

※飼料の名称、種類、製造年月、製造業者の氏名又は名称及び住所、製造事業場の名称及び所在地

■ 飼料や飼料添加物の保管は適切に行われていますか。

有害物質や病原微生物等に汚染される可能性のある場所や容器で飼料および飼料添加物を保管してはいけません。

■ 「反すう動物用飼料への動物性由来たん白質の混合防止に関するガイドライン」が守られていますか。

BSE発生防止の徹底を図るために、製造・流通・保管の各段階でA飼料にB飼料及び動物性たん白質等が混入することが無いよう、各事業者が守らなければならない管理の基本的な指針が定められています。

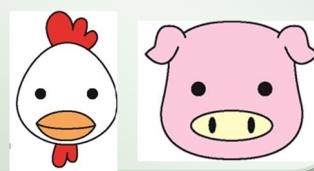
A飼料

反すう動物（牛、めん羊、山羊およびしか）に給与される又はその可能性のあるもので、動物性たん白質が含まれていない飼料および飼料原料をいいます。



B飼料

A飼料以外の飼料および飼料原料をいいます。牛などの反すう動物に給与できません。



- A飼料に使用する容器は専用化しましょう。
- A飼料の保管に当たって、専用容器を用い、専用場所をもうけましょう。
- A飼料の保管に当たっては、色分け、対象家畜の掲示等をするなど対策を講じましょう。
- A飼料の出荷口や輸送トラック等は、B飼料や動物由来たんぱく質等と区別しましょう。
- B飼料の取り扱いに当たっては、製造・保管・流通の各段階で牛肉骨粉が混入しないよう対策を講じましょう。

お問い合わせ先

栃木県農業総合研究センター

環境技術指導部 検査指導課

〒321-0002 宇都宮市瓦谷町1080

電話 028-665-1243 FAX 028-665-7892